

大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発事業にかかる都市計画について

1 板橋区都市計画審議会への報告

大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発事業にかかる都市計画について、都市計画原案とその概要、及び都市計画法第16条に基づく都市計画の縦覧結果について平成29年6月30日開催の第172回板橋区都市計画審議会において報告を行った。

2 都市計画案の公告縦覧

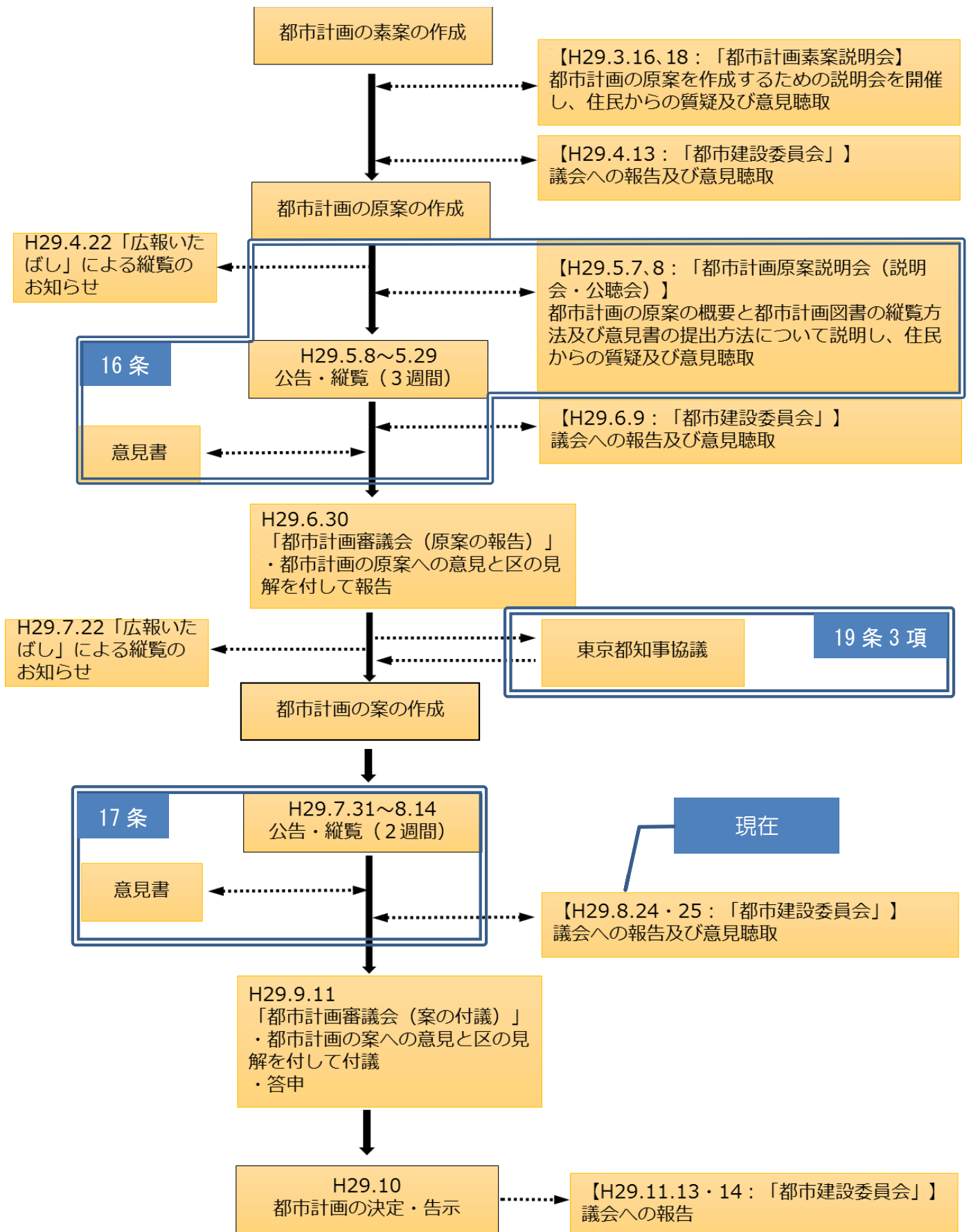
都市計画案について、都市計画法第17条第1項及び第2項に基づき、以下のとおり公告・縦覧を行い、意見書を受け付けた。

- ・都市計画の種類
第一種市街地再開発事業（決定）
地区計画（決定）
高度利用地区（変更）
高度地区（変更）
防火地域及び準防火地域（変更）
- ・公告日
平成29年7月31日（月）
- ・縦覧期間
平成29年7月31日（月）～8月14日（月）
- ・意見書提出期間
平成29年7月31日（月）～8月14日（月）

3 今後のスケジュール

- ・9月11日
都市計画審議会付議（都市計画案の審議）
- ・10月中旬
都市計画決定・告示
- ・11月13日・14日
都市建設委員会報告

4 都市計画手続きの流れ



5 根拠法令

・都市計画法第 16 条

(公聴会の開催等)

第 1 項 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第 2 項 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

・都市計画法第 17 条

(都市計画の案の縦覧等)

第 1 項 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

第 2 項 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

・都市計画法第 19 条

(市町村の都市計画の決定)

第 3 項 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。